河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年２月18日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶（狩猟用）１艘

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市前林地先（向堀川排水樋管堤外水路）

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年１月16日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年１月16日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所占用調整課　電話0480―52―3960

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

近畿経済産業局長　武田　家明

名　　称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目７番31号
登録番号	近畿（ク）第17号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

近畿経済産業局長　武田　家明

名　　称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目７番31号
登録番号	近畿（包）第35号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告